

江南市企業誘致等基本方針（案） 【概要版】

序章 方針策定について

（基本方針P 1～）

方針策定の背景

江南市では、「江南市戦略計画 第二次改訂基本計画」（平成26年3月発行）」の「Ⅰ生活環境、産業分野」の「柱4 産業振興・雇用就労」において、「生活産業などが活性化し、地域に雇用の場が確保され、活力あふれる、住みよいまちとなっている」を政策の一つの柱として掲げ、企業立地の促進を市役所の役割として位置づけている。

こうしたなか、江南市では、「江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」を定め（平成27年4月1日施行）、安良町及び今市場町の一部区域（以下、安良区域）を条例の対象区域とすることで、該当区域における開発行為等を、江南市として迅速かつ適正に許可することができるものとした。

条例をさらに効果的なものとし、市内の雇用の安定と創出、地域経済の活性化を図るためには、工場立地や設備投資、雇用等に関する優遇制度の整備、庁内体制の強化、関係機関との協力体制の確保等により、企業誘致と企業定着を図る必要がある。その取り組みの方針として、「江南市企業誘致等基本方針」を策定する。

方針策定の趣旨

1 企業の新規誘致

企業誘致の市町村間競争が高まっていることを踏まえ、江南市における企業誘致の対象区域を検討し、新たに立地する企業に対する優遇支援制度を整備することで、新たな企業の誘致を図る。

2 既存企業の定着

市内企業の設備投資意欲が高まっていることを踏まえ、市内で設備投資する既存企業を対象とした優遇支援制度を整備することで、既存企業の市外への流出を防止する。

3 推進体制の構築

「企業の新規誘致」「既存企業の定着」を効果的に進めていくため、関係機関、庁内組織が一体となった体制を構築する。

第1章 基礎的條件の整理

（基本方針P 5～）

江南市の上位関連計画

以下の計画等において、企業誘致等を含む産業振興について定めている。

- ① 江南市戦略計画 第二次改訂基本計画（平成26年3月発行）
- ② 江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月策定予定）
- ③ 江南市都市計画マスタープラン（平成21年3月告示）

愛知県の関連計画

- 企業立地促進法基本計画（東尾張地域基本計画）

第2章 アンケート調査等の実施

（基本方針P 23～）

市内事業者アンケート結果の概要

- 取引先の銀行を行政の企業支援事業の窓口として考えている企業が多くいることが確認され、企業支援事業に関する啓発やPRについては、銀行など民間機関との連携を強化する必要性が確認された。
- 行政に対し期待する企業活動支援としては、雇用・採用に対する補助金や助成金という意見が最も多く見られた。
- 新たな用地取得に前向きな回答が多く、市内企業の設備投資意欲が高くなっていることが確認された。

市外事業者アンケート結果の概要

- 市内企業と同様に、設備投資に意欲的な企業が多いことが確認された。
- 用地候補がまだない企業からは、江南市を移転候補とすることに前向きな回答が9割を占め、江南市の立地条件が良く、高い優位性があることが示された。

補足ヒアリングの概要

行政への期待として、市内企業からは設備投資の援助、市外企業からは地権者との用地交渉への支援という意見が多く聞かれた。

第3章 基本方針

(基本方針P47~)

(1) 企業の新規誘致

江南市は、優れた立地環境を有しているものの、市街化区域内には企業誘致の対象とできる工業地が少ない状況にあることから、市街化調整区域内で新たな企業の誘致を図ることとし、雇用の創出および地域経済の活性化をめざす。

①対象とする区域

「江南市都市計画マスタープラン」では、市街化調整区域の工業地としては『安良区域』『小折区域』『曾本区域』の3か所を想定しているが、短中期的な方針としては、安良区域において企業誘致を積極的に図っていくものとする。

②企業誘致の手法

安良区域においては、工業団地の整備は行わず、「江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」の活用にあわせて、進出企業を支援するためのサポート体制の構築および優遇制度の整備による企業誘致を図る。

③取り組みの方針

- 企業と地権者双方の意向調整がスムーズに行えるよう、マッチングの仕組みを整えるなどのサポート体制を構築する。また、地権者からの用地提供を促すため、インセンティブの付与についても検討する。
- 優遇制度の整備については、周辺市町における実施状況等を考慮し、立地企業に対する奨励金や、工場等の建設費用やインフラ整備費用に対する補助制度、市民の新規雇用に対する補助制度、緑地面積率の緩和などを検討する。

(2) 既存企業の定着

投資意欲のある既存企業の市内定着を図るため、優遇制度等の支援を行うことにより市外流出を防止し、雇用機会の拡充、地域活力の維持発展等をめざす。

取り組みの方針

- 県内のほぼ全ての自治体が、愛知県と連携した補助制度を整備しており、江南市においても同様の補助制度が必要と考えられる。
- 愛知県の制度は、補助対象や交付要件を考慮すると、市内に所在する既存企業が行う設備投資の多くは対象とならないことが予想されるため、より多くの企業を支援できるよう、基準を緩和した制度も併せて整備することを検討する。
- 既存工場の増設等をしやすい環境を整えるため、緑地面積率等の緩和を検討する。

(3) 推進体制の構築

企業進出・定着の促進に向けて、庁内外の推進体制の構築が求められる。

①庁内体制の構築

- 市内企業や進出期待企業への訪問活動を定期的に行い、企業の担当者との高い信頼関係を確保できる人材を配置する。当該人材は、企業立地に関する優遇制度はもちろん、雇用・採用支援制度や各種中小企業支援策等に精通した人材としての育成を図る。
- 安良区域の開発については、農業部門や建築部門などといった幅広い部門との連携が不可欠であるため、企業進出を支援できる全庁的なサポート体制が必要である。

②庁外体制の構築

- 県、商工会議所、金融機関等との連携を強化することで、新たに創設する優遇制度等の支援策の情報を企業に幅広く紹介すると同時に、企業の設備投資情報の収集を行う。

第4章 今後の課題

(基本方針P55~)

新たな市内工業用地の確保

地権者との用地交渉が安良区域への立地のネックになるといった意見や、条例の開発要件を満たさない小規模立地の希望に応えるためには、新たな工業用地を確保し、工業団地として整備することが最も効果的である。

今後、市全域の土地利用方針の見直しを図るなかで、実現可能性を含めた検討を進めることが必要となる。

推進体制の更なる強化

上記の新たな工業用地の確保をする場合には、専門的な組織体制の確保が必要となる。企業誘致の状況に応じて庁内組織の機構改革や組織強化を図っていくことが求められる。